

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 8 月 4 日 (金曜日)

定期 第 432 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○告示		
保安林の指定の解除 (湘南地域県政総合センター)	381	に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)
身体障害者福祉法による医師の指定 (福祉子どもみらい・障害福祉課)	381	青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	383	○公告
使用料の徴収事務の委託 (2 件) (県土整備・河港課)	383	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (県土整備・砂防課)	383	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	383	開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進		漁業法による公聴会の開催 (内水面漁場管理委員会)
		多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限 (内水面漁場管理委員会)

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

告 示

神奈川県告示第375号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 5 年 8 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
茅ヶ崎市南湖 4 丁目12, 988の 7
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

神奈川県告示第376号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	氏 名	診 療 科 名	診断する障害の区分	病院又は診療所の名称	所 在 地
令和 5 年 7 月 28 日	伊 藤 大 樹	眼科	視覚障害	海老名駅前眼科ビナガーデンズ	海老名市めぐみ町 3-1 ビナガーデンズパーチ 8 階
同	磯 谷 栄 二	脳神経外科	音声言語機能障害	AOI 七沢リハビリテーション病院	厚木市七沢1, 304
同	竹 島 慎 一	内科	肢体不自由	桜ヶ丘中央病院	大和市福田 1-7 の 1
同	池 田 憲	脳神経内科	肢体不自由	山本クリニック	大和市鶴間 1-3 の 5 S・Kビル
同	横 田 光 央	内科、外科	肢体不自由	MED AGR I CLINI C あつぎ	厚木市飯山5, 547
同	西 田 美 幸	内科	肢体不自由	鎌倉在宅クリニック	鎌倉市雪ノ下636の10 立花大倉ビル 3 階
同	市 川 和 志	小児科	肢体不自由	神奈川リハビリテーション病院	厚木市七沢516
同	横 井 聡	内科	肢体不自由	鶴沼クリニック	藤沢市本鶴沼 2-14 の 10

購読料
一箇月 一、九三〇円 一箇年 三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三三〇八

この公報は再生紙を使用しています

5年8月15日(火)までに神奈川県内水面漁場管理委員会事務局(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1)に提出してください(郵便の場合は、この日までに必着するようにしてください)。

- (2) 漁業の免許の内容となる事項等を記載した内水面漁場計画(案)は、次の場所において縦覧に供します。また、神奈川県内水面漁場管理委員会事務局のホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/div/9510/index.html>)に掲載します。

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局(横浜市中区日本大通1 新庁舎3階)

神奈川県県央地域県政総合センター津久井分室(相模原市緑区中野937-2 津久井合同庁舎内)

b 徒手採捕

- (2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

2 指示期間

令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

令和5年8月4日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

- (1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 公的機関が試験研究の用に供する場合
(イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

ウ 漁具又は漁法の制限

- (ア) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具(刃口をつけたものに限る。)によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a 籠目構造の部分にあつては、籠目1センチメートル以上かつす目0.6センチメートル以上
b 網目構造の部分にあつては、網目1センチメートル以上
c すのこ構造の部分にあつては、す目0.6センチメートル以上

- (イ) 遊漁者等に係る制限

(ア)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。

- a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)